

八頭町自主防災組織避難体制マニュアル【標準版】

一時避難行動は、自らと家族の安全確保を確認してから行なうこととともに、事前に集落内で話し合っておくことが大切です。

1 目的

自治会組織(自主防災組織)は、地震や風水害等の大規模災害の発生に備え住民が一体となって迅速かつ適切な避難行動を実施するため、また集落内の被害の事前防止や拡大防止に努めるために、あらかじめ必要な事項を定めるものである。

2 スローガン:「自分たちのむらは 自分たちで守る！」

3 集落の防災体制

災害発生時、また災害発生の恐れがある場合、集落公民館、集落内公園、広場で様々な情報を整理するとともに、役割や機能を明確にしましょう。

(1) 集落災害対策本部の設置

次の事象が生じた時は、事前に区長の判断あるいは区長等に相談の上、一時避難場所を開設し自主的に集落公民館、集落内公園、広場に集まりましょう。

★震度4以上の地震発生時

★風水害発生時又は恐れがある場合

「★印の想定をもとに、災害対策本部の役割を示していますので参考にしてください。」

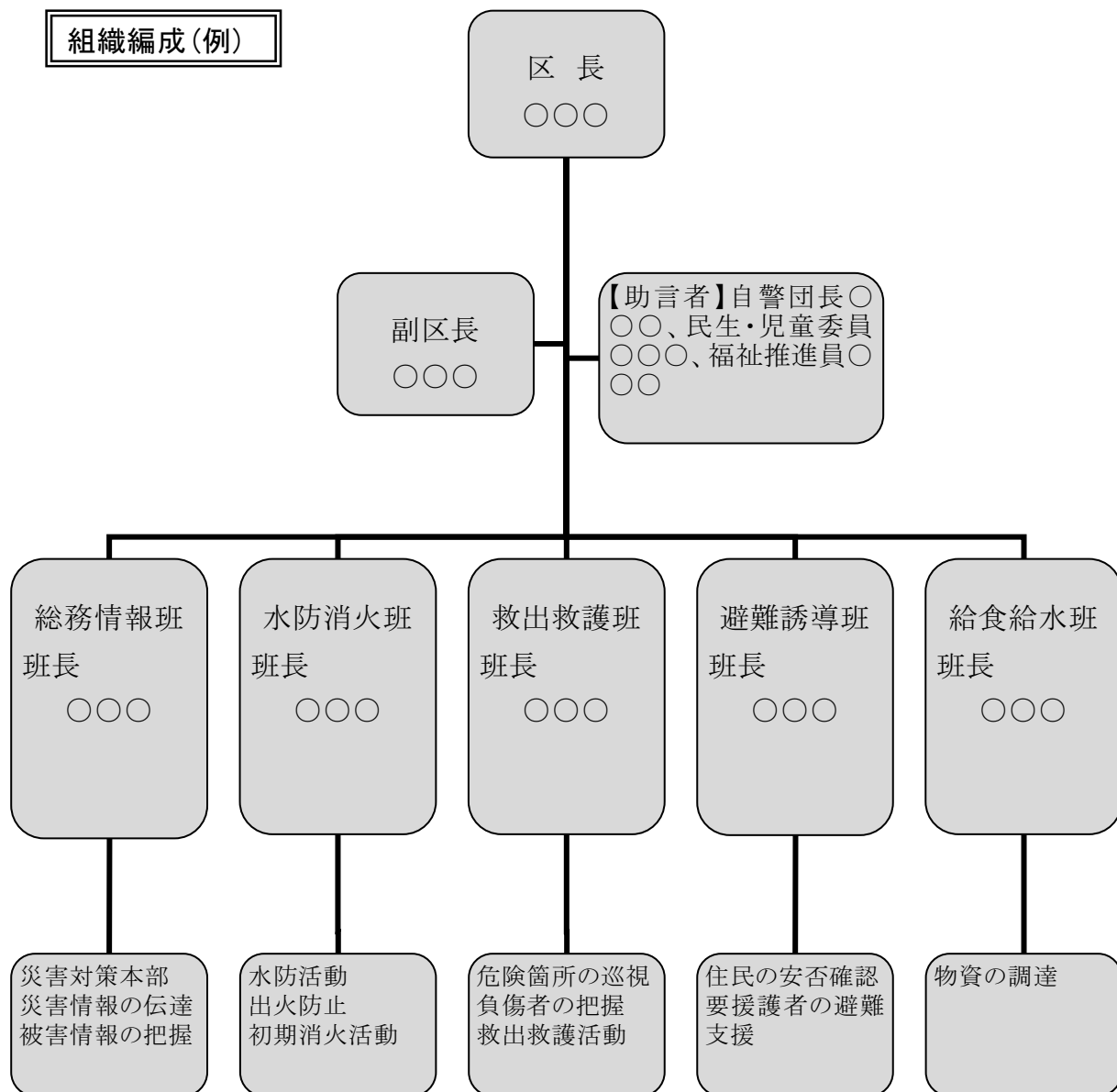


☆集落災害対策本部を設置した場合は、直ちに八頭町役場防災室に連絡してください。

連絡していただく事項

一時避難場所	施設名	氏名・連絡先	避難状況
集落災害対策本部	公民館	〇〇-〇〇〇	〇人避難、被害の有無等
〃	公園広場	〃	〃

(2) 集落自主防災組織の役割分担等



(3) 連絡体制

区長が不在の時は、集落災害対策本部長の権限移譲順位を決めて置く。

連絡者の優先順位	氏名	連絡先	
1. 区長	〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇	
2. 副区長			
3. 公民館長			
4. 自警団長			
5. 民生・児童委員			
6.			
7.			

(4) 技術、技能、資格を持つ人との連携

技能、資格	氏名	所属班
医師	〇〇 〇〇	〇〇
看護師	〇〇 〇〇	〇〇
介護士	〇〇 〇〇	〇〇
土木技師	〇〇 〇〇	〇〇
大型免許	〇〇 〇〇	〇〇
建築士	〇〇 〇〇	〇〇

(5) 防災資機材

保管場所	資機材の種類
公民館	リヤカー、ハンマー、バール、のこぎり、ヘルメット、ジャッキ、ロープ、斧、拡声器、テント、担架
公園、広場	真砂土、土のう袋
自警団倉庫	消防ポンプ、燃料携帯缶、ホース、消火栓開閉器具、防火衣、スコップ

(6) 関係機関連絡先

期間名	電話番号	FAX番号
役場防災室	76-0203	73-0147
船岡庁舎住民課	72-0044	73-0290
八東庁舎住民課	84-1222	84-2818
役場上下水道課	72-3973	73-0290
中国電力	0120-181-210	
N T T 西日本	(固定電話)113 (携帯電話)0120-444-113	
火災	119	
警察	110	

地震発生時

震度によって被害の程度は大きく異なるので、震度を目安に次のとおり自主防災組織の初動体制を定める。

発生時にテレビ・インターネット等により、震度が確認できない場合は下表の震度を目安とする。

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。

5強	大半の人が、物につかまら ないと歩くことが難しいな ど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類 や書棚の本で、 落ちるものが多い なる。テレビが台 から落ちることが ある。固定してい ない家具が倒れ ることがある。	窓ガラスが割れて 落ちることがある。 補強されていないブ ロック塀が崩れるこ とがある。自動車の 運転が困難となり、 停止する車もある。
6弱	立っていることが困難にな る。	固定していない家 具の大半が移動 し、倒れるものも ある。ドアが開か なくなることがあ る。	壁のタイルや窓ガラ スが破損、落下す ることがある。
6強	立っていることができず、は わないと動くことができな い。揺れにほんろうされ、動 くこともできず、飛ばされる こともある。	固定していない家 具のほとんどが 移動し、倒れるも のが多くなる。	壁のタイルや窓ガラ スが破損、落下す る建物が多くなる。補 強されていないブ ロック塀のほとんどが 崩れる。
7		固定していない家 具のほとんどが 移動したり倒れた りし、飛ぶこともあ る。	壁のタイルや窓ガラ スが破損、落下す る建物がさらに多くな る。補強されている ブロック塀も破損す るものがある。

(1) 震度4の対応

【区長以下役員と総務情報班】

- ① それぞれが自主的に公民館へ集合し、必要に応じて災害対策本部を設置するとともに、一時避難場所を開設する。
- ② 総務情報班は、テレビ、インターネット等により情報を収集する。
- ③ 区長は、避難誘導班に災害時避難行動要支援者の安否を確認させる。
- ④ 被害が発生している場合は、速やかに役場防災室(電話76-0203)に報告するとともに、各班で対応する。

【避難誘導班】

- ① 災害時避難行動要支援者の安否確認を行なう。
- ② 必要に応じ、災害対策本部または町へ支援を求める。

【水防消火班、救出救護班、給食給水班の各班員】

- ① 各班員は、自宅周辺で被害があった場合は、班長へ報告する。
- ② 各班長からの指示があるまで自宅若しくは連絡できる安全な場所で待機する。

(2) 震度5弱以上の対応

【区長以下役員と総務情報班】

- ① それぞれが自主的に公民館へ集合し、一時避難場所の開設と災害対策本部を設置する。
- ② 区長は、被害状況の把握に努め、各班に指示を出し対応に当らせる。
- ③ 直ちに被害状況、避難状況等を町防災室に報告する。
- ④ 班長は、区長の指示により災害に対応する。
- ⑤ 総務情報班は、災害情報を収集し、必要に応じて集落住民へ伝達する。
- ⑥ 総務情報班は、住民の安否情報を集約し、随時区長に報告する。
- ⑦ 総務情報班は、各班から入手した情報を整理し記録する。

【避難誘導班】

- ① 各家々を複数名で行動して、住民（災害時避難行動要支援者を含む）の安否確認を行う。
- ② 災害時避難行動要支援者の個別支援者は、直接担当する要援護者の安否確認を行う。
- ③ 可能な限り班長に安否確認着手の連絡をし、終了後は結果報告を行う。
- ④ 安否確認中に火災又は要救助者を発見した場合は、消防署並びに集落災害対策本部に対して消火又は救助を要請し、他者が到着するまで応急対応を行い、他者が到着後は安否確認を継続する。
- ⑤ 避難者は安全なところへ待機させておき、安否確認が終了した後、揃って一時避難所に止まらせる。
- ⑥ 町から避難準備情報、また避難勧告が発令されたら、直ちに町指定避難所に移動させる。

【水防消火班】

- ① 火災を発見しない限りは、まずは災害対策本部へ集合する。火災を発見した場合は、消防署並びに災害対策本部に連絡を入れた後、現地で消火作業に当る。
- ② 班長の指示により、火災発生現場へ駆けつけ消火作業を行う。
- ③ 状況によっては、救出救護班とともに救助活動を行う。
- ④ 住民の安否が確認できたら、道路や山の斜面に亀裂等が無いか被害状況を点検し、異常が見られた場合は町防災室に連絡する。

【救出救護班】

- ① 家屋倒壊などの被害が見られない場合は、まずは災害対策本部に集合する。
- ② 集落内をパトロールして、被害状況を把握する。
- ③ 班長の指示により、要救助者の救助活動を行う。
- ④ 状況によっては、水防消火班とともに消火活動を行う。

【給食給水班】

- ① 地震災害の初動時には、避難誘導班とともに住民の安否確認を行う。

風水害発生時又は恐れがある場合

日頃から、集落内の水路が溢れ、道路が冠水するなどの可能性がある箇所については、土のうなどの準備をしてください。

(1) 災害対策本部の設置

次のいずれかにより、住民から区長に相談があり自主的に避難する時、また区長の判断によるところは、区長以下役員と総務情報班は、公民館へ集合し、一時避難場所の開設と災害対策本部を設置する。

- ①大雨・洪水・強風警報等を気象台が発表し、また防災無線で気象状況をお知らせした時
- ②河川（私都川・八東川、大江川等）の水位が、上昇すると見込まれる時
- ③自宅付近で崖崩れ等の危険性を感じた時
- ④町が避難準備情報等を発表した時
- ⑤その他、区長が必要と感じた時

(2) 各班の役割

【役員と総務情報班】

- ① 集落放送等により、役員に災害対策本部の設置を周知する。
- ② 災害時避難行動要支援者に対して、個別支援者等を通じて災害対策本部の設置を連絡する。
- ③ 総務情報班は、集合後、テレビ、ラジオ等により気象情報を収集する。
- ④ 総務情報班は、住民に注意喚起する。

【水防消火班】

- ① 区長の指示により、集落内の危険箇所や冠水常襲箇所をパトロールする。
- ② 越水等を防ぐため土嚢積み等の応急対策を行う。

【避難誘導班】

- ① 災害時避難行動要支援者の所在を事前に確認をしておく。
- ② 災害時避難行動要支援者等へ随時情報提供を行なうとともに、当該者は、いつでも避難できるように事前準備をお願いしておく。（食料、常備薬等の準備を促す。）
- ③ 町が避難準備情報、避難勧告を発令した時は、班毎などにより避難行動を行う。

【救出救護班】

- ① 担架等の救助用具を持ち出しできるよう事前準備を行う。
- ② 避難が遅れた者の救助にあたる。

【給食給水班】

- ①一時避難の場合は、各自が飲料水、毛布などを持参することが原則です。予め、非常用持出し等の準備の徹底を行う。
- ②水、お茶などの後方支援を行う。

【その他の班員】

- ① 直接役割の無い班員は、班長の指示があるまで自宅待機か、公民館に集合する。

(3) 住民の避難の際の留意事項

①安全性の高い方を選択

避難する場合、自宅に留まることと避難所への避難とどちらかを選択することとなる。したがって、洪水や土砂災害を警戒しての避難の際、自宅が2階建て以上で崖から離れた、また河川から離れた部屋に留まるか避難所に避難するかの選択肢がある。より安全だと思われる方を選択する。

また道路が冠水する場合もあるため、道路の冠水状況等を十分に情報収集し、事前に避難援することも必要である。

【別紙】

役場防災室あて

提出日 平成 年 月 日

集落名

区長名

八頭町と集落との連絡体制(網)について

集落対策本部設置時、区長様が不在の時は、優先順位に基づき連絡させていただきます。

連絡者の優先順位 役職名	氏名	迅速に連絡が とれる連絡先	備考
1. 区長			
2.			
3.			
4.			
5.			

役職、氏名、連絡先は、役場総務課に報告していただきました役員名簿からでも再確認させていただきます。

また、提出していただきました情報は、目的以外には使用しません。